

乳房撮影装置（シーメンス社製）保守点検業務仕様書

京都市立病院における乳房撮影装置（シーメンス社製）の保守点検業務について、地方独立行政法人京都市立病院機構を「甲」、受託者を「乙」として、下記のとおり必要な事項を定める。

記

1 対象機器

乳房撮影装置 MAMMOMAT 3000 一式

2 設置場所

京都市中京区壬生東高田町1番地の2
京都市立病院 放射線技術科

3 契約期間

契約日～平成29年3月31日

4 契約条件

(1) 保守点検業務

ア 上記対象機器について、契約期間中、年1回の保守点検業務を行うこと。

イ 乙は、点検実施予定表を毎年度4月末までに甲の指定する部署へ提出すること。

なお、実際の点検実施日時等については、市立病院の業務に支障のないよう
甲乙協議のうえ、そのつど決定することとし、その内容は速やかに甲へ報告すること。

ウ 乙は、保守点検等が完了したときは、速やかに甲の担当者へその旨報告するとともに、所定の様式により報告書を提出すること。

なお、保守点検業務は、標準作業書により実施するものとし、乙は報告書の内容について甲の担当者に確認を得ること。

エ 保守点検業務は、定期点検及び精度管理試験（フルチェック）のみとし、故障時の修理作業や修理部品の交換、X線管球、消耗品の料金は含まないものとする。

(2) 支払条件

委託料は、各年度委託業務終了後、当該年度相当分の委託料を一括して乙の請求により甲が支払うものとする。

5 その他

この仕様書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ、そのつど決定するものとする。